

住宅・建築物の省エネ基準適合義務化の 対象、時期、支援策等の方向性(骨子案)について(報告)

平成22年11月12日
経済産業省・国土交通省

住宅・建築物の省エネ基準適合義務化に向け、今後幅広い関係者を交えた議論を行うために、有識者や実務者等から構成する「住宅・建築物の省エネ基準の適合義務化に関する検討会」において、様々な課題や論点の抽出、義務化に向けた工程等の整理を行っているところである。

これまでの検討を踏まえ、住宅・建築物の省エネ基準適合義務化の対象、時期、支援策等の基本的方向性について、現時点における考え方を以下に示す。今後、この考え方を基本として、さらに関係者の意見を求めつつ、民生部門以外の産業部門や運輸部門での取り組みとの整合も考慮し、その必要性や義務化に向けた具体的検討を進めていくこととする。

【義務化の対象について】

- 義務化の対象については、新築(大規模改修等を含む。)の住宅・建築物を対象に、大規模建築物から段階的に対象を拡大することを検討。なお、既築建築物については、対象としない。
- 基準の内容は、外壁・窓等の躯体の断熱性や自然エネルギー利用、暖房・冷房、給湯等の建築設備のエネルギー消費量を対象とすることを検討。
- 基準設定にあたっては、規制を受ける国民の痛みにも配慮し、厳しい財産権の制約になるという観点から、公平で中立な議論や手続きを経た上で、客観性が高く、かつ、実現可能なレベルで設定するとともに、地域性を考慮し気候風土に応じた多様な取り組みを評価できるよう検討。
- 将来的にZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)やZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、LCCM住宅(ライフサイクル・カーボン・マイナス住宅)等に誘導すべく、躯体や建築設備の省エネ性能に加え、再生可能エネルギー等の導入も総合的に評価する基準(誘導基準)を検討。

【義務化の時期について】

- 住宅・建築物から排出されるCO₂は大部分が既存ストックからであり、既存ストック対策が重要である一方、住宅・建築物は一度建てられると長期にわたり使用されるため、新築住宅・建築物の省エネ基準への適合についても、早期の対

応が必要。

- このため、制度の周知徹底や、中小工務店等への技術訓練や技能者の育成に要する期間等を勘案し、2020年までに全ての新築住宅・建築物について義務化することを検討。
- 現状の省エネ基準適合率やCO₂削減効果等を勘案し、大規模建築物から段階的に義務化を行う。

【支援策等について】

- 円滑な制度実施のため、各ステークホルダーに対する以下のような支援策等の取組を通じて義務化への環境整備を図る。
- 政府等において、省エネ性能の評価手法に係る技術的課題等について検討を進める。

（社会・建築主）

省エネがもたらす直接的便益のみならず、省エネがもたらす間接的便益（ノンエナジーベネフィット）の提示や、省エネ効果を体験する機会の提供などを通じて、意識啓発等を推進。

（施工者・設計者）

講習・実務研修会の実施、申請マニュアル・ガイドライン等の作成・配布等による、設計者、大工・工務店、中小住宅生産者等の施工者の省エネ技術習得のための支援や、省エネ設計に関する計算プログラムの開発支援等を推進。

（建材・機器メーカー）

省エネ建材・機器の生産体制の強化、技術開発、供給に対する支援や、JISマークの表示制度の登録認証機関の確保、建材・機器に係る基準の整備等を推進。

（審査機関等）

民間の審査担当者や民間審査機関等の育成、行政による民間審査機関の指導体制の整備、行政・審査機関の情報交換の場の創設などを推進。

義務化に向けた工程等の整理については、別添「住宅・建築物の省エネ基準適合義務化に向けた工程表(案)」を参照。